

京極若狹守同丹後守と合備にて京橋筋へ押可申旨奉書到來す其日○五月六日申の下刻に成候間押付日暮可申橋本迄は明日御越被成候へと權右衛門○大久保忠為始め皆々申候得共兎角今晚橋本まで押付可申旨達て被申直に馬に乗出られし故惣人數も追々打立其夜橋本へ参り着申候此所船にて越不申候はで不相成所故幸近邊に北見五郎左衛門御代官所にて御座候に付其段申遣し早速に小舟二十艘才覺有て差越れける夜中の事故明早朝より越可申旨皆々申候得共主殿頭○石川忠總には大勢の人數なれば急速には越され申まじ一番二番の鬪取致し只今より終夜渡し可申と下知致され候に付無據宵より渡候て夜明時分には不殘渡申候右の如く夜中に越不申候は、七日の御合戦に手を合せ候事は相成間敷候處主殿頭下知宜敷故七日の手を塞ぎ候と權右衛門始め感入候合備の衆若狹守丹後守には一番二番にて三番は主殿頭備にて候然所押前に切處有之候間合備の衆へ切處を早々御越可然と使者を以て申されし所に返事に、右の切處を前に當て陣所罷在候へと仰付られ候事故、越候事は相成不申と申來候故又々被申には兎角御越被成可然候得共實に御越被成難く候は、御兩所には先備にて候得共切處を御守の事に候へは拙者壹人先へ越可申旨被申遣候へは貴様一人先へ御越候て兩人跡に罷在候事は如何に存

候右申通切處を守り可罷在旨被仰付候處、越參候は如何可有之と存候後日に御答有之時貴様御差圖にて越申候旨、請に御立候は、越可申候と申來、此使者度々往來有之主殿頭被申候は此所へ御越候て後日に御答御座候は、拙者差圖致候段急度可申上候間御心安早々御越可然との事故、請に御立候上は左らは越可申とて若狹守丹後守切處を御越候其場に北見五郎左衛門居合され此事を聞れて尤の御挨拶と被申主殿頭切處を越、一戦を致し遂討死候は、後日の御答も有間敷又一戦に敵を追崩候は、猶以御答は有間敷孰れにも是程心安き請に立候事は有間敷と申され大笑致され候右兩家の人數越候て道筋に備を立られ候主殿頭人數は態と道を避けて左の方足場能き所を見立備を立られ候是は大阪よりの人數道筋を押來り先京極家の備を突崩し候は、此方の人數にて跡を取切横矢にて一揉に戦ひ勝利を可得との見切なりき 續明 眞 洪範

第二百四十四

大久保五郎右衛門加俸ヲ辭ス

大阪御歸陣之時權現様三島御一宿の筈の直に小田原へ御越被成大久保五郎右衛門召出され今度の御軍功御吹聴被遊大久保御請に殿は能御仕合にて候乍去十五年遅く候と申上候權現様御勝軍御悦喜の餘りに其方にも二萬石取らせんぞと

御意遊され候へは大久保御請に殿は唐迄も欲しく候べし私は二萬石もイヤにて候とて達て辭退申上候由實は不足の心にて候由、五郎右衛門は七郎右衛門兄の子○伯父なり新八祖父なり武功雜記

第二百四十五 池水有右衛門ノ義俠

小出伊勢守吉親は初に勘兵衛と號して浪人にて江戸本町三丁目に潜居す地主池水有右衛門は故小田原の所生にして天正十八庚寅年八月江戸御打入の後來て町人たり有右衛門或時浪人勘兵衛に向て來年は大阪御陣の沙汰あり如何被罷出戰功も可有哉と云ふ勘兵衛答て其心底心懸ありと雖も浪人の事不自由なり然れども具足弓鏑等は所持し有之間、支度として金壹枚あらは唯今にも其儀を可取計と答ふ有右衛門歸りて妻女に相談す有合黄金貳枚有れば内壹枚可送と云ふて相談し究て又勘兵衛に向て先刻の物語に付て實正其志あらは黄金壹枚可送と云ふ妻女も來りて武士の立身の事に付て此黄金を進上申す合戰の節は我々或は堀の埋草と成由何卒貴公出陣の跡にて我々難儀に不及様に御取計置給はる様に是を頼入由申す答て曰左様の儀は不可有然れども夫婦安堵の爲なれば我留守中は心付介抱の者は親類に不限何方へも可頼置と云て夫より右黄金申請て直に其支度

に罷出る由にて馳出て十日餘も不歸故不審を成す所に十日餘有て馬上にて供人相應に召連來て先如斯に取繕ぬ公儀よりも五百石給はり召出されたり彌大阪出軍す目出度歸陣の節可面談と暇乞して立別れ夫れより後毎日々々武士共有右衛門方へ來て安否を尋又是は勘兵衛か頼置たる由氣遣有間敷由申者一日に二三人宛有たり既に御歸陣の時迄見舞たり扱勘兵衛大阪表にて戰功有しに付て則御知行壹萬石賜はる此時直に有右衛門を呼出し我如斯體に及ふの最初の働足下に在ると知行五百石に毎年金五百兩つゝ宛行ひ其家老の上座に客人分にて是を賞せらる馳走有て有右衛門子の代迄二代如斯玉露證話○小出吉親ハ冬役以前既ニ諸侯ニ亦傳フルニ足ル故ニ姑ク之ヲ録ス

第二百四十六 中根宗閑ノ挺進

大阪御陣之刻中根宗閑自注、此時傳四郎と云ふ、後栗原又三郎具足を所望す宗閑は着替へ無ければ同心致し難く存せらるゝ栗原は侍一人助け給ふ事也と達て望因之不得已して與ふ扱徒ハダ膚も如何なればと方々具足才覺せらるれども此時分なれば何方にも無之處清十郎とて罪科に仰付られし人の具足去寺に遺物に上り有之を傳聞て所望し着せられしなり五月七日越前勢真田丸にて真田か人數を追崩し

たる時大久保玄蕃頭自注此時四郎左早く驅出時に宗閑は二番に進む今村傳四郎
 歩カマにて來る宗閑見て馬に離れたるは是非なく討死する事有もの也馬に乗れよ杯
 と挨拶して大久保より先へ驅抜け敵兵二千人程に取圍まれ數多手負胃の鉢も三
 枚に打割られ冬陣に掃部殿伊○井仕寄の爲に堀し茶臼山の堀の内へ突落さる高木
 忠右衛門來り見て宗閑を堀の内より取上げ青漆の障泥アブリに載せて鎧の柄に通し肩
 に掛けさせ退く是れにては手疵へ響き殊の外に痛む故に暫時下ろさせて又拾置
 たる鎧の柄など拾集めてカラダ合はせカタゲ退く此時の働を御感ありて高木立
 身の基となる御歸陣以後宗閑越前へ湯治に上る其跡にて大阪にての首尾を玄蕃
 に御尋あり玄蕃頭有の儘に宗閑に先を取られたる事を申上らる遂に宗閑事御詮
 議なし武功 雜記

第二百四十七

徳川麾下ノ士大久保玄蕃ノ智勇

七日月○五御書院番青山伯州俊○忠が手は直に敵を請けゝるが旗を先に立並へけれ
 とも跡より旗出過たり跡へ退シ下らせ可立由也其時伯州組頭大久保四郎左衛門自注
 後改玄蕃頭一は進み出て立たる旗を跡へ可引入ヤウや有侍衆先へ進て備へ給へと云ふ
 を是伯州も尤と答組中御番衆并伯州か士卒勇み押出し旗を跡に成しけるなり其

體尤剛強に見え備へたり組中野一色頼母別所主水山口小平次重見松倉藏人古田

左近服部作十郎戦ひ死す續武家 閑談

大久保玄蕃頭大阪御陣之刻大御番組にて高木主水正に屬ツく先手加賀の大備なり
 しに大備を左の方へ立直し候故御旗本備キラ々敷成て敵間見透す様になりぬ
 依之大番の組を先へ押べきや但後下へ退シ下らせべきやの時玄蕃頭主水に申さるゝ
 は箇様の大備の時旗本の御人數敵間見通す様になる事は誠に優曇華の如し何そ
 兎角に及ふへきと乗出し敵に當られ候其時旗本より我も々々と乗出し打死の衆
 もあり玄蕃中分働も能く御座候武功 實錄

青山伯耆守忠俊組大久保玄蕃武功あり此度先登に進御歸陣有之御加恩賜はり駿
 府の御城代被仰付行年九十餘にて卒去しぬ大坂軍記 今木家傳集

第二百四十八

松平忠一、同秀信ノ戦死

松平主殿頭忠利弟を庄九郎忠一と云ふ將軍家に仕ふ大阪の兵再び起りし時同隸
 共に申けるは此度の軍事終らは天下再び兵革の事有へからす忠一將軍の先陣に
 従ひ參らせしこそ幸なれ必ず魁して父祖の忠死に次くへき者をと云ひけるか五
 月七日の戦に申せしに違はず真先蒐け生年廿六歳にて討死を遂げにける好景よ

り忠一に至る迄父子相續て四代家忠○好景伊忠、迄徳川家の御爲に皆討死を遂げし事、類少なき次第なり譜翰

五月七日の軍に水野隼人正か組の松平助十郎秀信今日の一番は他人に先を蒐けさすへからすと云水野多宮口廣き事な云を誰か汝に劣らんと争ふ助十郎各能く聞れよ今度傍輩一番の馬は我馬なり上田吉之丞が弟子にて馭は免許印可まで極めたれは我一番の馬に乗、乗方は一番の上手、心は一番と思ひ極たれは誰か先を争ふ者の有へきと云しか果して一番に乗出し敵に向て討死したり常山紀談

七日に水野隼人正へ松平助十郎申候は青山伯耆守と常々中不宜候青山備頓て道筋へ出參候は、此方備よりは先へ出、手に逢可申候半、常に御中惡敷候間先を越候如何に候此備を二ツに折、道筋へ押出、押付申候は、早く手に逢可申と申候、隼人正へ加藤肥後守忠廣自注、隼人正妹婿、鐵砲百挺古老の士を添被差越候て加勢被致候其上助十郎と隼人正、間不宜候故不入推參申候番頭次第に被仕候様にと被申候由助十郎腹を立、雜言申、乘出、死申候由松平庄九郎も隼人正手にて四代目負け間敷とて乗込討死候此庄九郎は松平主殿頭忠利弟なり古士談話

第二百四十九

徳川麾下ノ士間宮正秀ノ碑銘

大阪一心寺に間宮氏墓あり其碑之銘に曰 間宮庄五郎正秀、姓源氏、佐々木源三秀義末葉也、世名弓馬之藝、元和元年大坂再亂之役、正秀屬大番魁首高木主水正保隊而供奉、五月七日於攝州阿部、與敵將大野主馬介治房勢戰、正秀盡粉骨挑戰、終討死矣、時歲三十一、元祿四年辛未五月七日、孝孫間宮三郎兵衛正次建之古老

第二百五十

徳川麾下ノ士安藤重能ノ戰死

安藤彦四郎重能は帶刀○直の子なり成瀬豊後守か組にて台徳院殿の御小性組なりしに常に云けるは武士の長生して諸方の事に合ひ武功多く、死せずして世を送るは左迄勝れたる勇士とは云ひ難し只潔く討死せんこそ本意なれと云けるが大坂の陣五月七日に壹番首と云は、彦四郎と思ふへしとて順答の指物を捲て井伊直孝の先陣に往、庵原助右衛門に向て是非蒐れと云へとも同心せず敵の待懸たる箭先に争で蒐るへきと云ふ彦四郎其箭先へ懸りてこそ勇士とは謂ふべけれと云へとも同心せず彦四郎左らは蒐りて見せんと云を押止れとも少も躊躇はす敵の中に駆け入て討死しけり帶刀馬上に麾を執り軍兵を下知しける時從者彦四郎か屍を引退んとするを見て犬に食せよと云ふて乘廻り北る味方立直せしが軍終りて後大に愁傷の色顯はれしとぞ常山紀談

第二百五十一 直孝ノ言行

直孝十三歳の春兵部少輔殿政直御死去の由承り候直孝十六歳の年より台徳院様へ御奉公被成候其時分より毎朝主の御座の上にて刀脇指の目釘を見、抜て刃を見、拭ひ候て御指し候此段被成候由御物語にて候元より十六歳より六十歳まで夜帯を御解き不被成と御物語被成候石谷土入覺書

廿一歳の時三州田原の御鹿狩の時御左の方の勢子大將被仰付候其時岡部八十郎中川八兵衛兩人口論仕雙方抜合切結ひ候處に其場より掃部頭殿直被居候場所までは四十間程も有之し所を馬を驅けさせ水際にて飛下り大竹を杖に御突き候を被り兩人の中へ飛込兩方押分け被成候御時の働き比類なき様子にて候と人々譽申候と山田十太夫物語を承り候同上

掃部頭殿大坂時御前に於て御請被申上候は、忝上意に奉存候私儀身を試したる儀も御座候は、申上度事も候得共未た身を試し不申事に候間御謝禮は不被申候と被申御前を立ち御次へ罷出候へは則安藤帶刀を被召唯今掃部頭御請申上候様身を試し不申候に付て不被申上の由を申候一定先を仕度と存る心底と被聞召候が帶刀は何と存候やと御意候へは上意の通と被申上候扱則ち直孝を被召先程御請

申上様被聞召届候間藤堂和泉守同前に御先を被仰付候精を出し奉公可仕旨上意に候由、主御物語色々承り候同上

七日月直孝か歩卒煙草を吸付て殿聞し召せとて直孝に渡す直孝取て火の消たりしを押付て飲みたる由又今一服とて飲む是は煙草漸一服飲みたる由士卒に申されまじき心なるへし物に拘はり迫る事努々なきは猛將なる可し續武家閑談

直孝仰せられ候は若き近侍の心安き者等へ話には兎角外にては不及申不斷屋敷にても早く人より先に志深く候て身を慎み道具は取合次第と心得槍なくは刀、刀なくは脇差又脇差遠くあらは無刀、早く組付、人より先に手合候様にと此儀を深く忘れざるは專一に候急の時具足着、槍を尋ね刀脇差を取合などする志は不斷の心掛疎き衆なり石谷土入覺書

台徳院殿御他界三年、仙臺陸奥守殿一代御奉公立申上候終に宜き御褒美も無之其上權現様御約束御座候儀をも遂に御叶不被下候段々を一巻に書付御老中へ差上申され候に付て御老中此返事に御難儀被成直孝へ御相談の所に直孝被申候様は尤之事私事縁者と申請取、誰か如斯之儀を取扱可申事に無之候間其書物を私へ渡させなば御請取可申と御受取、政宗所へ御持參候直孝、政宗へ仰られ候は御三代の

内如此の事を可申上ならば權現様台徳院様兩御代に可申上事なるに程過て唯今の上様跡の儀御存知なき御方へ如斯なる難題を申上候は惡意を存られ候儀に候や左候は速に御暇申上國元へ參られ其上にて如何様になりとも望を申され候が政宗には似合候左なく候ては不似柔弱なる申様と直孝は存候我こそ縁者と申年來の近付に候間同敷は異見申所承引候は、老中へ返事可申様は直孝段々申聞候通承り候尤に候如何にも申間敷儀を申上候段誤り候由申吳候へと我等に頼被申候が本意にて可有之由申聞候へは政宗申され候は年來の馴染如何にも祝着申候間兎角貴殿次第と申され書付受取候て事濟候御老中も御満足の由直孝の物語書付申候上同

大阪御歸陣後二度目の御加増之時○元和五年大村新彌と申者、並五十石の御加増被下候處老中へ返上申候大阪の働之申立に候時御機嫌惡敷○井伊直孝大阪の一マキは其節可斷事に候今度之加増は大阪之譯にては無之大身に成候故心付に爲取候何にもせよ申渡し候加増を受間敷と申は慮外千萬に候早速庵原主税脇五右衛門兩人參切腹可申付由被仰付十二月晦日に切腹仕候翌年正月如例寺社方御禮被申上候儀無用と被仰出我等城下に眞正之僧は壹人も無之御用に立ざる禮可受理なしと

御意被遊候是は新彌か命乞不申上候故の御立腹と聞え候新彌儀御仕置筋にて被仰付候得共甲斐々々敷者故御惜み被遊候事と其節風聞御座候中根圓心長壽院へ差上書付井伊掃部頭直孝大阪御凱陣の後數年を経て西國の諸侯自註細川越中守招請あり既に料理過候頃夕立して書院の椽類殊之外濡れける故御亭主拭はせ候様にと申付られければ坊主罷出て椽側を拭候、件の坊主が額に疵ありけるを掃部頭ツクダ々と見て、ソチが疵は誰に喰はれたると問給へは坊主振向て掃部頭を屹度見たりしが答へけるはコナタに喰はれけると云ひける一座の相客衆も是はと興を醒しければ掃部頭申けるは成程髓に覺えたり扱々久敷て逢申たると宣ふ坊主は椽を拭き仕廻ければ勝手へと入たり掃部頭は御亭主へ望まれけるは只今様を拭はせ候御坊主を我等に下され候様にと申さるゝ御亭主聞れ不審に思はれ早々座敷へ出られ手前の坊主を進し申儀何より以て安き御事に候御用の様子如何様の譯にて御座候哉様子承らず候はでは進し兼候と申されけり其時掃部頭御不審尤至極にて候咄し可申候大阪落城追討の砌城内より敵落行候處に壹人我等寄せ太刀打致し候時に我等先を太刀付吹返しを切込しが先は太刀にて組打に成しが我組敷れけるに因りて某申は我等は井伊掃部頭なり今其方我を討取なば彌以助

る事は成間敷を誰に見せて功を顯はす事も成まじき程に我と其方和睦せば重て
 我は證人に成、今の手柄を顯はすべきぞと云ければ彼者聞て扱も掃部殿にて候か
 我等は寄武者の事なれば此場に臨んで御自分を討申ても誰に見すへき手柄にも
 成まじ然らば和睦致すべしと云ける故左候は、後日の證據に印を遣すへしとて
 我等前立物金の鹿の抱角の立物の片押折て渡し候其坊主是へ呼せられ候へとて
 呼出し右の通り申さる只今申たる通り違は有まじ我等相渡し候證の立物所持致
 し候とて懷中より取出す掃部扱や能所持致されたり凱陣已後心底に挿み居候得
 共尋ぬへき様もなく數年を歴候今日爰許にて參會を致す事大慶是に過す仍て我
 等に下され候様にと申事にて候と申されければ亭主是を聞れ左様の御咄承候て
 は此坊主進上申儀は不罷成候態とも手前に呼申度事に候とて即座に三千石取立
 られけり也掃部頭の活量、諸人は是を感じけり此咄は寛助兵衛家老物語の由古老
の家老何某大坂に於て助兵衛馬の側を離れず度々世話敷所にて能動ありけるを眼
のあたり掃部頭見合ひ申されける故に助兵衛も實はれけり也家老申されける
故掃部頭殿は大名にて歴々武邊高名の者多き中へ我等少計手を塞げたる分の者
参り候は、事可笑き事なるへし我等は此分限相應にて候と申せは猶以度々所望
有のけは、助兵衛も心ある者は稱歎し慾心の深き輕薄者は無分別者とりけりなり
志の芳しき侍哉と心ある者は稱歎し慾心の深き輕薄者は無分別者とりけりなり
合と雜也校

直孝音信物を被遣候時は主の前へ取寄直に御覽候て拵へ遣候様と御申付候此段
 は御物語も被成候私も見申候終に御覽不被成して音物被遣候事は無之候他所よ
 り参り候音物に悪敷所候へは用所申付候者共を呼び御見せ候主人は箇様の事不
 存候召仕候もの主の爲不存主に耻を與へ申候主の爲を疎に致し候故に箇様に仕
 候と御申候惣して遣物には念を入申様にと御申付候直孝公御覺書

第二百五十二 正信ノ質素

太閤御代之内は大方御所様は京伏見大阪に御詰被成關東中は本多佐渡殿仕置次
 第に被成將軍様にも御異見御申候佐渡殿御氣質カキマキは屋作り杯も如何にも庵相に見
 苦しく衣装なども丹後紬などヤウなる物計蒲團火燧掛なども木綿にて召され候
 つる持槍杯も鞆留觀世捻コウにて召され何にも萬事構はずの御氣質にて、ゲス近く如
 何様の者も直に御用等をも申候つる瓜茄子の様なる者を進候へは手つから一つ
 御取芳志に預るとて残りをは御返し被成候儘諸人忝がり申候つる或時常陸鹿島
 鳥居の木を將軍様より遣はされ候其禮として神主江戸へ參上、佐渡殿へ島田次兵
 衛殿同道にて御出御進物に杉原を持參仕候を佐渡殿御覽して被仰候は能くこそ
 遠路御越候杉原御祝着致し候得共返すと御申候へは神主迷惑がり申候様子を見

及次兵衛殿御申は鳥居の祝ひに進可申候間御納め可然之由取合にて候へは佐渡殿御笑なから此杉原は小禰宜共の前より代物を集め取て神主持參たるべし神前へは我等からこそ何ぞ寄進申べけれとて御返し被成候我等居合て見申候つる儘于今忘不申候聞見集

第二百五十三

本多忠刻、忠義ノ戰功

大阪御陣の時本多忠刻トキ○忠政自ら敵に當り最初に首級を得て茶磨山に持來り御感を蒙る其弟庸之助僅十四歳にて白絲の鎧アツ朱に染り敵木村秀望が首を得て是を獻す神君、汝世々の家聲を墜さず幼にして功名實に英雄の器なり往昔の勇將の假名を冒し稱すべき旨宣ふ時に辨慶と稱すべきやと答ふ神君、辨慶は匹夫也、將の名とす可らずと仰せければ鎮西八郎爲朝、能登守教、經膂力拔群其譽後世に高く羨むに足る由を述ふ因て其名を能登と稱し殊に汝が家忠の字を諱トナリの通字とし累代の勳功其字に適ふ早く熟字を渠が諱とすべしと林道春に命せらる道春則ち忠義と稱すべき旨を達す聞者之を欽羨武徳編年集成、國朝大業廣記

第二百五十四

本多忠朝ノ廉潔

本多中務大輔忠勝病にて卒する時家老松下河内に書置を渡し美濃守忠政は嫡子

なれば遺跡を繼ぐ事公方の命の儘なり武具馬具茶道具等に至る迄悉是を美濃へ譲る也我黄金壹萬五千兩を貯へ置ぬ次男出雲守忠朝は小身なれば此黄金を給ふへしとの遺言也河内此事を忠政に申す忠政氣色を替て親の遺跡は嫡子の嗣所勿論也親の遺物も亦嫡子の保つ所古今同じ縦ひ書置たりとも何ぞ非理に同せんやとて黄金を封じて、忠朝に與へず河内亦書置之趣を忠朝に申、忠朝、我は小身也金銀之用廣からず濃州は多く士を扶持し民を賑す世の變有時は軍馬の費若干也中務我を愛し給ふ故如此なれとも義に於て受る事なしと云ひ黄金を取る心なし河内此詞を以て忠政に告ぐ忠政此段を耻て皆忠朝に與へたれとも忠朝皆辭して受ず忠政は父の書置不可違と云忠朝は次子其家の財を專にすへからすと云て兄弟互に相譲る一門之人々感して黄金を二つに分て半を忠政、半は忠朝にと定られければ忠朝先其裁判に従はれ乍ら急用あらは時に當りて可申請とて封じを不解忠政の倉に置いて身を終るまで一金をも不取となり古老雜記

第二百五十五

榊原ノ士黒田彦左衛門ノ謙讓

榊原式部大輔康政自註、館林城主拾五萬石其子遠江守康勝なり然に康勝は大阪御陣の時病死其跡目に大須賀出羽守忠政の跡を取候國松を被仰付式部大輔忠次とて播州姫路

を領す彼遠江守康勝遺腹に當歳の男子あり上聞に不達其後肥後守忠廣の甥と名付榊原平十郎とて家光公へ仕へ奉る但遠江守は加藤清正聲也娘の腹に出來たる平十郎にては無けれども忠廣甥と號し如斯也忠廣流罪の後平十郎も立退法體して高庵と號す攝津國住吉に住居す或時石山觀音に參詣せむとて大津を高庵通りける故我等右の高庵へ逢たり自註此我等と有流石に名將の子孫なる其人品最と氣高し其後我も住吉へ尋ね往き高庵へ見廻けるに様々の昔物語有榊原家人黒田彦左衛門と云ふ侍大阪落城の時赤母衣懸たる敵を突臥せ乘懸り首を取んとする處へ傍輩の三枝勘兵衛乗付彦左衛門其首は相討ぞと言葉を掛る黒田聞て首を不取打捨て鍵提先へ行三枝又彦左衛門相討そ々々と呼掛けれども聞ぬ體にて先へ通り又能敵を突倒し首を取る初め捨たる首を是三枝討取たり扱遠州は病死故館林へ久世三四郎坂部三十郎を被遣今度之手柄高名御吟味あり三枝勘兵衛申候は我等取たる首は黒田彦左衛門鍵付たる首にて候相討ぞと呼掛候得共其儘捨て先へ通り候故度々相討ぞと呼掛け候得共聞付ず參故跡にて首を取り候由申す兩人黒田を呼出し是を聞に中々不存と云ひければ三枝黒田に向ひ其方敵を鍵付たる跡より見て相討と言葉を懸ると突臥たる敵を捨て先へ通りたり跡より又々

二三度呼掛たれども見返りもせず參る故無是非彼男の首を討取たりと云ふに彦左衛門は猶々覺えずと云ひて座を立去りぬ兩御所上聞に達し御感不淺誠に孟之反が殿して馬の不進と云ひしも是なるへし馮異が大樹の下に居て功を不爭も可及事に非す今世間の見聞に能き兵の首には討取たと云者二三人つゝ有又人に優れる働有にも其働は我なりと爭者多し山中の城一番乗は川口惣左衛門藪内匠御家人にては戸田左門青山虎之助成しを渡邊勘兵衛一人が名のみ高し關ヶ原の時九月十四日株瀬川にて中村一學有馬玄蕃杯と宇喜多中納言秀家石田治部等追合し時大柵方白品枝シナヘ指したる武者始より終迄師場ウツバに耐え其振見事にて赤坂の御陣より上覽被成御褒美不少後々迄も大柵方白品枝と世に傳る是を聞に石田か使番林半助なりと云ふ又宇喜多家老明石掃部なりと加賀の本多安房守は被申候き口野伊豫守が家來石黒藤兵衛なりとも云是も定て一人は彼白品枝にて可有其場を見ねば知らず大阪御陣にも木村長門守をは井伊掃部家老庵原助右衛門か討取し事必定なり安藤長三郎は其首を貫ひ其身取たる様に云ひ成したり庵原は呉れたる程の事故遂に一言も云はず左れとも江戸御城にて掃部頭酒井讚州へ被叩たる咄を聞たり又塙團右衛門をも龜田大隅討取たりと云乍去公儀の御吟味にて淺

野家人八木新左衛門討取たると相極る本多出雲守忠朝首を取たる族多し穴澤主殿介を景勝内坂田采女組打にて取たる事實正也しを直江が家來の折下外記其長刀を貫ひ穴澤を討取たりとて土井大炊頭へ身上有付内藤新十郎長秋をも井伊掃部頭内日下部源太郎討取但朝比奈左近相討と言葉を懸る水野九兵衛も相討なりと云ふ故掃部頭遂吟味て歷々の侍三人首壹ツを論する事弓矢の法に不叶勇士の高名を極る事不珍に云ひ甲斐なき事なりとて色々吟味しけるに日下部討取たるに極り朝比奈も相討と匂りたる證據有水野は其證據なき故切腹を申付たりとなり榊原家人黒田彦左衛門が行跡とは天地各別なり兎角末世に成る故武士の道も衰へたる故なりと高庵感涙せられき古實話

第二百五十六 尾張ノ士河路權内功ヲ恃ミ身ヲ滅ホス

尾張大納言義直卿の弓頭河路權内と云ふ士あり大阪夏陣に一河路二福尾佐五右衛門三内藤佐兵衛と三段に備へたる處に先手故なきに騒動す内藤が手も亂れ立たれとも一の備河路馬を乗据え兵を整て動轉せされは敵に跡の紊亂を見透されず河路の體に勵まされて諸部皆鎮りぬ成瀬隼人佐正成後に來て之を見歸陣の後福尾内藤が能く足輕を立定めたる功を賞して祿を加へ賜りぬ河路は之に泄れた

り河路云く其時の功第一は我に在り人の知る所なり我祿を貪るに非ず名の顯はれざるを恨む隼人佐勇怯を見るに不明賞罰を行ふに公ならずと不平の詞を出す遂に爭論となりて隼人佐駿府に赴く途中にて渡邊半藏に逢ふ半藏其事を聞て隼人佐を誘ひて尾州に來り實を正して河路にも福尾内藤と同しく加増あり河路猶不快河路は内藤と常に懇意なるに内藤我か事を眼前に見乍ら證據にも不立加祿を受る時一言我か功を顯はすに及はざるは不届也と思ひて夫より交情疎渺になりぬ或時半藏宅にて河路福尾内藤を饗し既に茶も畢て内藤河路に向て云けるは日頃親朋たりしに近年昵しからざること更に其意を得ず若し心に挟む事あらは分別せよと云ふ河路か云く云はるゝ迄もなく蚤く分別したりとて歸路に於て河路内藤に打果すぞと詞を掛くる處を内藤の若黨走寄て河路か頭を斬り割る河路左の手にて頭を抱へ乍ら内藤か若黨を袈裟懸に打捨て内藤か左の目の上より右の願の下迄斬付河路は當座に死し内藤は時過て死す喧嘩なれば雙方均しく命せらるべき定法なるに河路は武功の争無禮也とて亞相に不被得に因つて内藤か祿は其嗣子に賜つて河路か跡は立られず只河路か二子を兒小姓に召出さる其後福尾何とか思ひけん或人に對して河路内藤か打果す時河路か頭を斬り割りたるは

我なり内藤が若黨には非ず二子泄聞なは吾を易くは寐させじと語りける河路か
 一家之者傳へ聞て二子に之を告く二子黙止すへき事に非されは書牒を通し打果
 さんとす亞相其本を匡させらるれば福尾は口より出さすと申に依て先和團に成
 たれとも浮説猶止まず二子斯ては捨置れすと心には思ひて色に見せず然る處に
 鳴海の山の鹿狩あり福尾密かに二子が體を窺はするに兄は小瘡を病み弟は虚勞
 を煩ひて久しく門をも不出福尾さては別儀あらじ迎鹿狩の供に出たり黄昏に及
 ひて歸る時福尾足輕を前に押立從者餘多左右に引具し用心して過る處を兄兼て
 竹柄の槍を作り捨槍と彫付たるを以て馬上の福尾に詞を掛けて投突に片腹を突
 貫き下り立つ處を兄弟挾て斬殺し足輕從者を追散し心閑に立退しが一町許行て
 兄草履を隻落せしを周章たりと人に云はれんは無念也とて立歸て之を取る母を
 ば相計て甥の處に匿し置ぬ兄弟は飛驒路の嶮阻を経て他國に遁れ得ぬ弟は早く
 病死す兄は後に森脇新左衛門と云て備前備中の太守松平新太郎光政に仕へて身
 を終たり止談

第二百五十七 尾張ノ士曾根某ノ從者

大阪御陣の節尾張の御家中に曾根氏の何某十六歳に成る嫡子を出陣致さする時

に譜代の若黨に汝は覺も有者也今度一男を初陣に遣はす其方親と成て取扱て働
 をもさせて吳よと吳々頼みければ御氣遣ひ候な迎既に大阪に至りて一戦に及び
 し時能敵を見付て鎗付給へとて主從して討取り敵の人は無し急き馬より下て取
 給へとて差圖致し首取らせ首の切口を以て主人の顔を撫廻して零れたる血をも
 掬ひて具足の小手草摺に塗附け馬にも血を塗たり白糸の金小札の具足蘆毛の馬
 に黄糸の厚總掛けたるを悉く朱に染て首を鞍の輪に付たれば其勢ひ四近を拂つ
 て見れば敵味方の目を驚かし自身も潔く覺て其後は心落付たり其後も分捕
 の手柄したる由也六百石にて若黨に百石遣はしけると也予か舊知越智傳は直に
 其仁の咄を聞たりと語られける也取飼様は斯く有へき事也東武實談

第二百五十八 水野重仲ノ眞率

南龍院様德川頼宣 御近習の者に仰せられ候は水野淡路守仲重 出殿候は、大阪の事
 聞候へ老人なる間、機嫌を取り、酒など進しめ、尋ね候へど御意なり野木長十郎淺井
 駒之助申合候て淡路出仕の時休息の間へ参り色々馳走して酒を勧め機嫌を伺ひ
 御意にて候とて大阪陣の事尋問、村越長門守は箇様々々申され候小幡勘兵衛は箇
 様々々被申候杯と申候へは淡路守冷笑ひ軍陣は死生の場なれば其様に覺ゆる

、物にてなし村越小幡は大名へ廻り振廻を喰はむと思ひ人の咄を聞集め書物に作り夫を讀覺えて語る故皆偽なり大方に皆共も聞候へとて遂に不語也武邊雜話紀州大納言頼宣卿御若君始めて御鎧着の時井伊掃部頭直孝參られ物具能く御似合なされ候天晴能御大將にて候若君を御大將に致し此掃部頭御先手を致し一戦仕り度と御挨拶申上候て一座目出たしと同音に申上候所に紀州の御家老水野淡路守重仲進出て貴殿は公方様の御先手なり此若君の御先手は此淡路守なり苟も我等罷在乍ら此御子の御先手を他人にさする事存しも寄らずと答む一座皆尤と淡路守を感じ申けりと板坂ト齋物語なり此淡路守は新宮の城主殊に大阪御陣の時にも手柄なる高名あり安藤帶刀義門直次水野淡路守重仲久野丹波守宗俊三人は大御所より御相傳の御家老にて帶刀は田邊城主丹波守は勢州田丸城主と云ふ淡路守子は對馬守其子縫殿助とて紀州代々の御家老なり武邊雜話

第二百五十九

前田ノ士吉田大内藏ノ妙射

吉田大内藏は加賀の太守利常の家士なり大阪陣の時左手の指を半分射切られて將指食指のみ全けれ共弓は猶妙手なり利常或日放鷹に出られたるに愛翫の鷹足組共に取放ちて四近アネの杜に入て木の枝に居掛りけるか足組に纏はれて鷹は倒に

絶たり利常吉田を召て何卒鷹を傷なはぬ様に射取れとあれは大内藏一應は辭退し乍ら命重ければ承り候とて雁股を番ひ鷹の真中を射たりと見えしか其儘に飛去る跡を慕ひて据ゑ上げぬ利常何とか射たる名譽の事哉と問はれければ木に纏ひたる足組は射ても解へからず是れに因て旋子を射割りて候箇様の時鷺の羽を嫌ひ候羽摺り鷹に當り候時痛候故に柔かなる羽にて射候事故實也とを申ける東鑑に載る所の上野十郎朝村にも劣るへからずと皆人感しけると也武談

第二百六十

前田ノ士小田切坂平野森ノ膽勇

真田か丸を攻る時小田切所左衛門自註加賀利勝に仕へ城際に押寄せたるか鐵砲大坂の軍に従へりに中り直に其玉を取出し脇に並居たる平野彌次右衛門に見せて物語する體平生の如し又玉一つ來て額に當るを取出したれば血流るゝ、冑は大事の物よ此冑は信玄の許マキに有りし也と云て少もヒルミたる色なかりしと也平野と相並ひたる武者振を敵味方共に譽合へり常山紀談○太平雜話ニ曰ク小田切所左衛門ハ才伊豆守道ニノ別名ナリト大阪陣ノ時加州ノ坂八彌冬陣ノ節惣兵鐵砲ニテ打控カレ候内ニ在リシガ箇様ノ時氣上へ騰アガリテ水道ノ塞ガル事アル者ト承候御免被成候へ小便仕候テ見可申候乍去此儘ニテ仕候へハ居尿ヲ垂レ候杯ト被申候事ヤ可有トテ立尿ヲ仕候此振見

事ニ候武功雜記

真田か丸を攻る時平野彌次右衛門か從者五右衛門と云ふ者矢面に立てば鐵砲頻に打掛しかば掠り手十八箇所迄負たる大剛の振廻を城中より高聲に稱美して姓名を承らんと云ふ平野則ち五右衛門に我氏を與へしかば五右衛門大聲揚て平野彌次右衛門が下人五右衛門と云ふ者は迄付たる褒美に只今氏を與へられ平野五右衛門と云者也と名乗けり常山紀談

森權太夫十六歳にて御小姓之内是も御先手衆へ御使者に被遣罷歸候處小便致度候得共餘りに鐵砲繁く馬上乍ら調候は、居尿垂れたりと人に云はるへくと存無是非城に向ひ大音舉て各暫鐵砲止めて給ひ候へ小便仕度と云矢留をし侍るを見て下立て小便調て馬に乗、何も忝存候ハヤ打給へと申遣り敵味方甚感し譽けると也其故俄に大分御加増被下也大阪陣聞書

第二百六十一

藤堂ノ士桑名一孝新舊主ノ恩ヲ論ス

藤堂和泉守高虎先手の惣大將の内桑名彌次兵衛孝一は元長曾我部家臣なり關ヶ原一戰以後宮内少輔盛親浪々たるに因り家臣に暇を遣はし思々にす盛親大阪へ籠ると聞て舊功の者共盛親手に駈集る古傍輩共彌次兵衛をも誘引すと云へり彌

次兵衛か曰く舊主の恩は關ヶ原の合戰に身命を捨粉骨を盡し謝し畢ぬ頃年新參の恩を未だ報せず此亂を見掛舊主の恩を報せんとも云ひ難し某は新主に忠を致さんと思ふ浪人にて居たらば幸と舊主に奉公可申新主を見捨んも義とは申難し逆行きざりけり然るに敵味方も多きに自然と長曾我部陣頭へ和泉守高虎掛られけるこそ不思議なれ藤堂仁右衛門同宮内少輔桑名彌次兵衛一同に名乗真先に駈たり古傍輩共是を見て彌次兵衛め遁すなとて駈集て討取り彌次兵衛常に雜談しけるは哀れ二腰の帶劔を二腰乍ら用に立る程働きて死たき者なりと云けるか辭の如く今度の働長曾我部内近藤長兵衛と槍を合せ彌次兵衛胸板を突れけるに刀を抜て槍の柄を切折る其時刀折ければ亦脇差を抜て手裏劔に打付しと也終に長兵衛に首を取らると云老士物語

第二百六十二

高虎渡邊了ヲ重用ス

渡邊勘兵衛了二萬石にて藤堂高虎抱候を加藤左馬聞て和泉はムザとしたる事をする我なら貳萬石にて貳百石取侍を百人可抱如何に勘兵衛鬼神なりとも侍百人向たらんに微塵に可成と云和泉聞て左馬は何も不知事云物哉平侍貳百や三百固めたる所は人か踏破て可通爰は渡邊勘兵衛が固めたりと云は、敵の肝を冷し利

有と云武邊
雜談

藤堂和泉守當家の者と雖諸臣を待する事太閤の流なり暇を乞ふ者あれば明朝茶を申さんとして其座にて佩刀を與へ往く先思はしからずば又我元へ來れ申通せんとして少も留ざりけり一度他に仕へて又來りければ本知行を與ふる者多かりけり

老人
雜話

第二百六十三

藤堂ノ士渡邊作左衛門ノ剛勇

藤堂高虎の家中に能侍多き中にデンホウ作左衛門苗字渡邊也と云ふ者あり大阪の役にて脈所より手を切落され醫師見て所悪しイツソ二の腕なく肘より無ければ療治ありと云ふ未だ言果さるに脇指を抜て肘の曲りより打落し是にて療治ならんや先血を留て給はれと云ふ外科爰なれば氣遣ひなしとて療治す二百石加増給はりしと也掃聚
雜談

第二百六十四

上杉ノ部將杉原親憲ノ老健

米澤中納言殿御内杉原常陸と申其頃七十有餘にて覺の者有り出立イッタクは赤地の錦の直垂に白髭胸板サガに下り梨子打烏帽子の兜に白き鉢巻して出たり昔の實盛と計申候此常陸鳴野にて景勝人數大阪勢と喰合ひ申則組討をして無類の實盛哉と人々

に褒められ申事幸島若狹
大坂物語

第二百六十五

利隆ノ士齋藤伊織ノ慈仁

大阪落城の日興國公隆の侍齋藤伊織母衣懸て西國道に落行敵に追付既に討取らんとせしに彼敵振返て落武者の首取られたりとも左計りの武功とも云ふへからず如何にと云齋藤從者に指させたる相印の腰差を與へて疾く落られよ見咎むる人あらは池田の内齋藤伊織が從者ぞと云はれよと教へてければ忝き由謝して落行けり歸陣の後齋藤の友來り大阪にて落武者の内我所縁ユカガの者助け給ひしが相印與へられし故通れ出竊に來りて斯くと申せしと云けり齋藤後に人に語りて我其時此武者を討んは易し左れとも落武者の降參するを斬たりとも母衣掛けたる吾に如何計の功名取らすべき今は却て奥深く覺ゆ猥りに人を殺す者を武と思ふは大なる僻事にこそあれと云ひしなり常山
紀談

第二百六十六

森家ノ名馬百段

森武藏守長可か秘藏せし百段と云へる馬も佐瀬か馬に劣らぬ良馬也と聞武藏守長久手に於て神君御旗本へ向て一戦の時井伊直政か手より横合に打懸鐵砲に眉間を打貫れ馬より落ると均しく彼馬俄に怒を顯はし敵中に駈入縦横無碍に馳廻

り敵を拒き或は前足にて搔倒し又は驛倒す此間に長可が從者馳來主人を肩に掛けて引退く百段も鎧疵二箇所被りけれども命を全して馳歸りしか是より後三十年過て武藏守か子忠政彼百段に乗て大阪夏冬兩度の御陣に勤られし斯く年経ても少しも蹄泥む事なし其後二年過て此百段死しければ忠政甚憐惜して神に祝ひ宮を立社領まで寄附せらる彼百段か社今に美作國に在と聞く由語りき若話

第二百六十七 野一色頼母三世ノ戦死

御書院番青山伯耆守組野一色頼母助義祖父頼母小田原陣の時中村一氏か臣にて山中の城攻に戦死し父頼母は一氏子大學一忠の長臣にて慶長五年株瀬川にて戦死し其子頼母助義は御直參に被召出今度七日青山が組へ敵直に掛り來る故伯耆守今日は某討死せずんば破難かるべしと云ふ頼母が曰仰尤なり某一番に討死すべき心底の旨快く云けるが果して忠死せしむ三代軍門に命を失ふ也續武家閑談

第二百六十八 伊達ノ部將片倉重綱ノ陣地

大阪夏御陣伊達政宗家老片倉備中守景綱事は冬御陣の節より老病にて居城白石に罷在候處又候御陣觸有て政宗白石着陣に付備中政宗へ申上は忤小十郎○重儀若手には候得共是非此度の先手を申付られ候へと達て願候間政宗も老功の者も

多有之候處年若成小十郎如何と思はれ候得共舊功格別なる備中の事故願之通被申付候へは備中感涙に及び小十郎を其座へ呼出し白地に撞鐘の紋の馬印を授け候て我等儀此馬印を以て數年軍忠を盡し候其方今度大切の御先手被仰付候間今迄の戦功を無に致すなど申落涙致し候小十郎早速出陣馬上六十騎金の愛宕の札を立物とし差物は自分のを指し申候歩小姓百人に朱の尖り笠白布の單羽織後に愛宕山大權現守護の所と大字に書付又小字に心經觀音經を惣地に書付たるを着せ烏毛朱柄の鎧を持せ鐵砲三百挺弓百張鎧二百本紺地に白く九曜の羽織を着せ黒品枝シヤヘの腰差にて人數千餘人五月五日の申の刻に道明寺口の片山の麓に着陣せり然所役人方より割渡候陣場片山に差掛り候故進退不可然と存し候間此所を二町餘も跡へ引退可申由家來に申聞候へは老功の家人共申候は凡戰場にては一步も進み候こそ宜敷候退事は不吉成由申候へは小十郎否々夫は猪武者なり進退度に叶ふを良將と申候敵軍此山に取上り山の上より鐵砲を打掛候は必敗軍可仕候間前に駈け場を残し山を敵に與へ候様に見せ兵を山中に隠し置て敵押來り候時伏兵起り及一戦候節此方より押掛可得勝利と申候へは老兵共も感し入候乍去此陣猥りに引退候は諸備にて疑ひ可申疑ひは敗軍の本と申候て使番を以旗本

へ此旨を申達し其外へも相斷其上右之方松平下總守陣所へ使番丹野源四郎を差遣し扱備を二ツに分け鐵砲二百挺弓五十張長柄百本歩小姓の鎧百本殘し置右源四郎が指小旗下總守陣中へ入候を相圖に山下の陣を二町餘引退備を立山の麓に伏兵を置いて物見を所々に付置今夜は敵より夜討可有之間油斷致すへからすと申付終夜寢不申自分に陣中を廻り油斷を戒め申候洪明良範

伊達政宗大軍故陣場高き所なり地形惡しき所也然るに政宗曰く某先手共片倉小十郎が陣所水なき所にて諸卒水に渴難儀致す山下の出先に陣取らせ度と日向守野水并御目付衆に斷り山下へ下しけるに因り六日に早く手に合ける是水の無きに非ず唯山下へ出張事は外の並あるに因り望難く水なきの云立故諸軍より出張るなり諸軍も陣付たる事なれば誰も前後を争ふ衆なしと云へり老土語錄

第二百六十九 伊達ノ士脇阪治兵衛ノ母

政宗殿ノ家來脇坂治兵衛大阪陣ノ刻上方へ供ニテ登ル信州ニ老母ノ居候ニ暇乞トテ立寄り老母へ申入ル、ハ今度大阪ニテ若シ討死仕候ハ、今生ノ暇乞トテ立寄候老母返事ニ其方事陸奥守殿御恩莫大ノ儀也今度大阪ニテ必定討死トコソ申サルヘシ左アラハ某モ對面スヘシ若シ討死トノ言葉ノ心底汝ニハ對面スマジキ

ゾトテ追返ス治兵衛彌老母ニ忠心ヲ勵マサレ終ニ大阪ニテ討死ヲ遂ケダリ武功雜記

第二百七十 畠山入庵ノ軍談

松平右衛門大夫正久咄に大阪冬陣の時二條御城に書院にて諸大名出仕ありし節家康公御前へ畠山入庵を召謙信以來上杉家の武者押の次第御尋あり入庵憚らす一々申上之上意には上杉家の軍法左様に被爲及聞召たり尤なる事共也と深く御感ありたり諸大名頭を地に付列座の中にて入庵は小き入道にて罷出憚らす段々を申上るに大音にて口上爽なりければ諸大名皆々武勇の人々なれとも言葉を出す人もなし何も感したる計也誠に冥加なる入庵也と取沙汰する入庵は一代十八度の手柄ありしと也古實話

大阪夏御勝利にて茶白山へ御上り御陣取なりければ御先手の諸將參上あつて御祝儀を申上らる中にも畠山入庵御前へ罷出て申上思召儘の御事にて候と申上られければ大御所は入庵か手を御取被成又勝たるはと上意あり是は關ヶ原の御勝利を思召れ仰せられたるならんと諸人申合へり校合雜記

第二百七十一 福島ノ士眞鍋貞成ノ知言

大阪陣の時福島大夫殿則正は在江戸にて子息備後守殿勝計り大阪へ向はれけ

る海路故に五月七日落城の時漸く兵庫に着給ひける眞鍋五郎右衛門○貞成(後千七十一)參看物見に出侍りけるか大阪天守に火の掛りたるを見て立歸秀頼御腹召しけりと云ひければ尾關石見是を聞て何としてか早く知給ひけるそ但又變化の者の告たるかど戯れける五郎右衛門打笑ひ天守に火の掛りたるは大將の腹を切りたる印なり縦ひ大將腹を切り給はずとも天守に火の掛りたるは大將の腹を切り給ふと云ひて越度に非すとなり勇士物語

第二百七十二 福島ノ士長尾隼人ノ大力

福島左衛門正則内長尾隼人佐は壹萬石を領し安藝東條の城主となる或人曰隼人は大力にて一幅壹丈の四目結の白母衣一間半光り出したる銀の如意半月の出し也大阪陣の時家康公此隼人を士の中の人參也と御譽被成たり古實話

第二百七十三 本多忠利ノ獲首

本多伊勢守忠利大阪の兵起りし時は御跡に留めらる再ひ兵起りし時に御供して自から首を取て御陣に參る其齡を問はせ給ひしかは十六歳に候と申す昔し掛川城を攻し時康重○彦次郎十六歳にて軍始し高名しつ汝も亦祖父に肖エテかり候へと仰下されたり藩翰譜

第二百七十四 小栗忠政ノ言行

小栗又市忠政大阪冬陣の節は御使番にて令供奉ければ別て辱けなき上意の上千俵御加恩被下置候て御勝利以後御取立あるへき由なり然るに鳴野表へ敵兵二三萬出る由を注進す依て忠政を遣はされける處に委く見届け馳歸町間迄を考へ歸參す時に城兵の様子を御尋ありしに其勢三千計と申景勝勢薄く候間急に御加勢遣はされ可然の段言上に及ふ則ち堀尾と丹羽長重を遣はされける御和談有之木村長門守重成伺公仕ける故右之節雜兵何程出けるやと御問被成けるに三千出勢の由を申上る於是忠政が見積不違事功者也とて御感斜ならず又天滿の橋城より燒落し候やと檢使を被遣けれども櫓多門橋を見下す如くに構へ矢玉繁くして橋邊へ來り見届くへき事叶はず言上する者の無かりしかは忠政を遣はされける處に河野權右衛門家頼勘氣を得て浪人し此度の功を以免許を得ん爲め在陣しけるを同道致し橋詰まで乗付心靜に見分す河野は歩行にて橋より向へ渡り歸りぬ又市も河野か武者振を感じける也未だ橋の燒落ざる旨を言上す其節に河野か振舞を演說せしかは此後御免有ける右の節城内には後藤又兵衛上條又八罷在けるか兩人の猛氣を感じ斯る勇士は打殺すへからずとて矢玉を留めけると也秀忠公よ

り木津へ舟入の様子見分に被遣けるに早速歸參して具に言上す家康公攻口御巡見の節も又市毎度御供致し鐵砲來る處までは御先へ出御なからん様案内を仕ける又市左の草摺を打たれ其玉股に留り死期迄肉中に有けると也且城中より蜂須賀手へ夜討の時は翌朝檢使忠政相越て委細に繪圖を相認め及上聞則板倉内膳を以蜂須賀を御稱美あり夏御陣の時は忠政御旗奉行差圖可仕とて住吉へ遣はされ候處に家康公は直に大阪へ押せ給ふ故住吉海道より遅く大阪へ至る其刻白裕着せる敵壹人を虜にして秀忠公へ獻す其年の九月十八日忠政病死す依て御取立に及はず諸人之を悔ゆ存生の内御使番を勤め數度斥候に出々先にて人數入へき爲にとて其段を言上し弓鐵砲組合歩士同心五十人御預け被成ける御使番衆へ同心預り候事又市を以最初とす大阪兩度の御陣共に諸備の差圖無遠慮可仕の旨を命せらる太平雜話

廿六日慶長十一年十一月鳴野今福合戰濟御使小栗又市住吉へ歸合戰の次第申上御次の間にて皆々に向て扱々今日能打所ありしを打候へと景勝に申たれども日暮たりとて不叶餘り殘多候て直江に勢を借せ我等進て討べきと申たれども是も日暮に掛りたりとて直江も足輕を不借殘多き事山々也と語り候大御所様御機嫌損しヤ

ア又市オレ己が分にて景勝武邊に介太刀は無用なり推參なるマワケ奴哉と散々御叱り被成又市赤面して罷立候事大坂御陣覺書

廿七日御營中に於て小栗又市佐久間河内山本新五右衛門三人罷在小栗は山本に向ひ今度御使番役の者共の中に臆病者有て諸大名の陣所へ御使に行ても竹束の外へ出る事もならざるを見て目引鼻引諸家の物笑に致すと有は此役共の身に取て面目なき事なりと云佐久間聞ぬ振して居けるが山本は日比小栗と入魂成し故聞答め其元には天窓アマタマに口の明きたる儘に人の失杯申ぞ誰か命を惜て臆病を働く者あらんやと苦々敷申ければ又市笑て御手前の事を申にては無之臆病者の噂を申儀なり臆病の覺え有者こそ聞答むへき儀なるをと高聲に成て申其節御前には本多佐渡守同上野介西尾丹後守三人罷在けるが上野介罷立て御次へ出何事に候と有尋に付傍の仁如此と申に付て上野介笑ひ乍ら右の面々の前へ來り何れもの様成古老の面々左様に武道の詮議を嚴敷被致に付若年の面々迄も手前を稼ぎ申如くあるも御上の御爲重疊の事に候箇様の穿鑿は如何程も被致尤に候と被申由其後御前より御酒を被下上意ありけるは寒天の時老人は別て苦勞に被思召に付諸番の中より年若き面々を壹人宛御撰ひ被成御使役と有て被召加候間左様相心

得可申候乍去五の字の指物に於ては右の面々へは御免不被遊旨被仰渡候と也異本

集落穂 小栗又市事駿府火事の時奥方の御番を被仰付に門を細く明たる故に於古茶と云末の女踏殺さる此科にて御改易に逢ふ知行貳千石なり大阪陣の時召出され五百石被下扱御陣の時御使に遣はさるゝに繪圖を御覽被成又市此から此迄參れと被仰付又市馬が草臥候間參る事なるまじと云本多佐渡守馬は某貸すへしと云ふ又市人の馬を借りてはイヤなり其上箇様の時計り又市又市と計り仰られ何も呉もせいでと云ふ武功雜記

大阪御陣の刻小栗又市と今一人御使被仰付候へば又市彼者と相使に參候事はイヤにて候私參候所迄は彼者參得間敷程にと云々是も御前にての事なり自注今一人は佐久間河内守なり

第二百七十五 小栗重常ノ偵察

大阪御陣の時自注寄橋を出て城より夜討あり家康公御近習之若侍に仰付られ夜討の次第見届させらるゝ橋を越誰人の陣場に夜中何時に敵勢何程にて相働き誰か家頼何人討死仕手負申たる杯申上る是にては埒明かさる由御意被成段々三人

迄遣はされ候得共何も同じ通見届罷歸候小栗大六重を召して急に見届け參様に被仰付大六陣所に罷歸粥杯拵へ緩々と給へ罷在候マダ歸らざるかと段々御使御座候得共少しも急ぎ不申候大六子息御近習に罷在候故傍輩中より遣て大六急がれ候様にと申候然れども大六は酒存分に給へ罷在候頓て罷歸り申上候は橋を出廿間右之方を討申候味方より早々助合押返し橋の半迄追申したりと申上る時家康公御意被成候は討様少し下りたるなど仰せらる大六其通に候と申上る又御意に何も能き仕合と計り仰せられ御立なされ候最前具に申上たるには御合點遊はされず大六荒々と申上たるは其儘御合點なされたる事諸人不審に存し大六子息を頼み相尋ね候夜討の仕合下りたるとの御意は如何様の事にて候や大六申候は箇様に取詰たる仕寄に城より夜討する時は例へば橋を出て討にもせよ又は一筋の道にもせよ行當る向ふは用心厳しき故射ても利なく十間に十五間脇に倚りて柵にても竹束にても破る者なり廿間とは下らぬ者なり跡を取切らるゝ故なり今度の夜討は廿間脇を討たれば少し下りたりとの御意なり又問云仕合たるこそ幸ひなれ味方より橋を越付入にても相働可然に橋中迄追たるを能く仕合せたるとの御意は如何仕たる儀に候や大六申候は惣して夜討杯に出る時は敵付來り候

は如何様にして討取へきと相圖をし置く者なり夫れ故橋の中迄追たるを能きと御意被成たりと也語翁物

第二百七十六 大久保忠教官守ヲ失ハス。

御旗の衆一人は甲斐の國の者保坂金右衛門一人は丹波の者莊田三太夫御鍵奉行の衆一人は武藏の者若林和泉一人は三河の者大久保彦左衛門忠也然るに御旗奉行の衆御鍵奉行の衆を下目に見て物事談合をもせず御鍵奉行衆は可笑敷者共哉と云ける處に相國様康家は岡山の方へ上らせ給へば御旗をば住吉迄押して行住吉にて相國様の御座被成候方を知らずして途方を失ひて其時御鍵奉行衆と談合申せば彦左衛門然らば御旗をアレなる大塚へ兩人駆け上て御馬印の見えれば其方へ押給へと云へば尤とて御旗を跡へ押返して塚へ上りて見けれども御馬印は見へずと云其儀ならば阿倍野の原を押上給へと云へば天王寺を指て押上けるに中程にて御旗立ける處へ彦左衛門駆け寄せて何とて敵近き所にて御旗をフレームカセ給ふぞ茶磨山を左にして押上給へと云ければ保阪金右衛門が申は御身は下手クラシキ事を宣ふぞ茶磨山なるは敵には非すやと言ければ彦左衛門云けるは御身こそ下手クラ敷旗をば建つれ茶磨山のを敵にて無きとは誰が云ぞ茶磨山のが

敵なればこそ御旗を遅々せず左へ押上給へと云相國様の御旗が昔より終に左様にフレームキて敵に口りたる事なし唯茶磨山を左にして押上給へと云けれども返事も無く良有て天王寺の方へは押ずして東の方へ押ける處へ又彦左衛門駆付て何とて敵を後に成して左様に御旗をば押給ふぞ御旗がマクレて見苦敷に兎角茶磨山を左にして押上給へと云へとも耳にも不入然る處に茶磨山の東にてヤウ々々相國様見付申然る處にハヤ天王寺口にて鐵砲の鳴り取合ける時御旗を田中に立ける時御鍵を御旗の前へ出しければ金右衛門が駆出して申は只今迄御旗の跡に在ける御鍵を御旗の先へ出し給ふか我等は知らざると申時彦左衛門が申は不レ及云に我等共の預り申御鍵を御身達に知らせんは片腹痛し其上物前にて御鍵が先へ出さば何が可出ぞ旗にて叩き合ふ物か鍵にて叩き合ふ物か我等二人の道具を御身達知り度とも知らせ間敷と云ければ物も云はず歸りける略中然る處に相國の御馬印の天王寺の方に御座候と見て其方へ押し頼て押付けるに天王寺の南にて味方俄に崩れて來りければ其時御旗を立てるに二人の旗奉行一人も居ず相國様は道より天王寺の方に頼て路畔に御馬を扣へさせ給ひて被成御座候御邊には馬騎とては小栗忠左衛門より外は一人も無し散り々に成りけるが逃たる

事やらん又御先へ行きたる事やらん御前には在らず略○中其時御旗奉行の衆御旗の邊には一人も在らずして遙か後來りて金右衛門が申けるは尤之儀也先には鍵が始りたる我等は先きへ往かんと云ければ彦左衛門申けるは尤之儀也先には鍵が始りたると云に早々往きて鍵を仕給へ我等は被仰付ける御道具の有所にて可在と申ければ金右衛門然らば我等も參間敷と云ければ尤之儀也何事は無けれ共若し何事も有らば被仰付たる御道具を枕として果給ふを本意と存する也と云ければ其時こそ御旗の所へは參たれ莊田三太夫は先へ出て向ひより鐵砲を放しける間我等も鐵砲を掛けて居たるは云けるが誠に鐵砲を掛けて居たるやらん又は崩れたるやらん人は知らず縦ひ先へ出て鐵砲を掛けて在るとも謂はれざる事也被仰付ける御道具の邊を離れ申事は聞こわ不申然間始より彦左衛門計り居たる處へ頓て諏訪部惣右衛門が來る押續きて若林和泉が來る御旗奉行二人は遙か遅く來る河三語物

今度大阪に於て相國様御旗奉行衆ウロウロとしたるを御腹立被成旗は逃たると御意の時御氣に入申とて中々御旗は何方に御座候を不存と申上ければ夫に付て古へは草履取を一人として不持者を御取立なされ一も二もなく御出頭を申衆さ

へ上様の御ヒケの事御氣に入申とて御旗をば我等も見不申と申上ける假令へば崩れ申御旗なりとも御旗は立申たるとて御意に背くとも御主様を思ひ奉らば立申と申張らずして不叶所を御主様の御ヒケをも云はず當座の御意の能き様に申事は御取立の衆には散々の事以來の御用にも立難し然る處に彦左衛門に旗は何としたると御意の時御旗は立申たりと申上ければ御氣色も替らせ給ひ疊の向ひの縁を御踏へ被成て御杖にて疊を突かせ給ひて旗をば皆共も見ぬと云ふ程に立間敷と御意なるに彦左衛門は此方の縁に手を突きければ間は二尺餘り有りけるが頭を疊に付て御旗は立申と申上ければ我も見ぬ程に立間敷何と御意被成候とも立申と申上ければ返して立間敷と大き成御聲にて御杖にて疊を突せられ御腰の物を捻り廻させ給へども夫にも驚かず何と御意なるとも御旗は立ち申と申張て終には申勝ける間御旗は崩れざるに爲りたり○一ニ曰ク何ぞ御意なるはも御意には其儀ならば何に踏崩して御旗計立て罷在り申上り崩れて來り申者か

御家中の鐘又茶磨山の方より崩れて來り申者か
 申ける御意の時又茶磨山の方より崩れて來り申者か
 二十人組衆歴々居たり然れども隨分衆は逃り云々(中略)御旗奉行衆は上
 様こそ御座被成り居たり然れども隨分衆は逃り云々(中略)御旗奉行衆は上
 ひる也御旗に疵を付させられたる御旗が逃たると御意被成り云々(中略)御旗奉行衆は上

旗也可三申上候て其が御答ならば首は撃たれ申さも御旗の逃たるは
 何さして可三申上候相國様度々之陣を被成申せとも味方ケ原にて一度御旗の崩れ
 崩れては外跡先に御旗の崩れ申こも無し況や七十餘に成らせられても御旗の崩れが
 の役也云々三河物語別項我々が身上の事を各々の様に思ひて各の如くに御旗は
 立不申と申上候は、左ながら御旗は崩れたるに成へし然る時は日本に其隠れ有
 間敷ければ異國迄も其響不可然我等が頭は勿れ申共御旗に疵は付申間敷假令
 へば崩れ申とも崩れ不申と申上て御成敗に逢可申に况や崩れ不申御旗に候之間
 乍恐御詞を返し申て申張たるに依りて御旗の崩れざるにしたるは我等がカラカ
 イ申たる故也是は御奉公には非ざるや夫のみならず七右衛門世大久保忠に付
 て境目に十二年居たるに七郎右衛門者を連れ七郎右衛門名代に此處彼處の砦の
 番を其將に成て勤めたる者は只今迄残りて有者は御譜代衆の中には我一人より
 外は有間敷尤其頃の砦の番をしたる衆も有べけれども其衆は悉く人に付て歩行
 たる衆は有べし人を連れて歩行たるは一人も有間敷我計にて有へきを我等をば
 辛勞苦勞申上たるとは思召なくして其頃人の内の者に成て其主人に扶持給を受
 て草履取一人の體にて其主人へ奉公申たる者をば若き時辛勞苦勞して走り廻り
 たる由御意にて過分に御知行被下ける夫れは其身の主への奉公也上様への御奉

公に非す夫を御奉公と思召候は、其主への御奉公は無し我等は境目へ出ると申
 せとも親の跡と兄の新藏討死の跡を被下候てあれば七郎右衛門所よりは何にて
 も取らず若き間は御手先を心掛て我が望にて出たり其上七郎右衛門を境目に召
 置れける間、旁以境目へ出て御奉公申上候也人並に走り廻り申事は一々に顯はし
 ても不入事なり面白き事共也御直に御知行被下て境目へ出て御奉公申上たる我
 等共は辛勞とも思不召して主を持って其主の供に出たる者をば境目に在て辛勞を
 したる逆過分に御知行を下されける、子供聞たるか其古へ人に使はれ草履取一人
 にて世を廻りたる衆が御前へ出人を大勢召連れたり又今度大阪にて恐ろしくも
 なき所にて逃たる者が過分に重ね知行を取て人を多く召連れて平押に歩行く我
 等共は又武邊したる事も無し猶々逃たる事もなし先祖の御忠節もキワもなし又
 我等辛勞もキワもなし御主様には當將軍様迄御九代の御譜代なれども箇様に被
 成て置せられ候へば右之衆が人多にて通れば脇へ乗寄せて通る時は左りとは御
 情なき御事哉と思へば人知れず大トチのセイなる涙がハラ々々コホと零れけれども
 何の因果かなと思ひて心と心を取直してこそ歩行候へ扱々御奉公は身に餘る程
 申上申すなり上様被成御座候御方へ跡をして臥たる事もなし朝夕の看經にも先

つ釋迦佛を拜み奉りて其次に相國様を拜み奉りて其次に當將軍様御壽命御安穩に御息災に御子様御兄弟様何れも御息災に御壽命安穩にと拜み奉り其後七世の父母二親と拜み奉り申箇様なる儀は當將軍様は御存知なき御事東照權現様は見通させられ給ふべき箇様に大事と奉存申儀をば神佛も見通させられ給はぬ思へば末世に成て神も座イシさぬかと思ひ奉るなり然れども子共能く聞け只今は御主様の御忝き御事は毛頭なし定て汝等も御忝く有間敷夫れを如何にと申に他國の人を心置なく御膝元近く被召仕又は何の御譜代にも非ざる者を御譜代と仰られて御心置なく召仕はされ汝共が様に御九代迄被召仕ける御譜代をば新參者と被成て斗立の三斗五升儀の三年米を二百俵三百俵宛何れもに下されて何とて忝奉存べき然れども其儀を御不足に不奉存て能御奉公可申上御金剛ハコトを直し申せと御意ならば二百俵の事は扱置ぬ二俵不被下しても御草履取に成ても御馬取に成ても御家を出て別の主取有間敷只今こそ我等先祖を捨させ給へ信光様より此方相國様迄御代々の御情忘れずして只今の悲き事をは信光様より御代々相國様迄への御奉公と思ひ奉り何と様ヤウにも御奉公申上奉れ其上御主に背き奉れば七逆罪の科を取て地獄に落るなり此世は假の宿り也後世を大事と思ひて返す々々も

御無沙汰なく御馬取に被成候とも御鍵擔ぎに被成候とも御意に洩れる事有間敷御家を出る事勿れ御譜代久敷度々の御忠節走り廻りを申御九代被召仕たる者の筋を悪しく被召仕給は御主の御不足にてこそあれ萬騎か千騎百騎か十騎十騎か一騎に成るとも御草履を直しても能御奉公申奉れ但御奉公申上ても不肖面ゾラをして御奉公を申上たらは御奉公に不成して却て七逆罪の科と成るへし何事をも角カ事をも御意次第火水の中へも入て打笑ひ申て御機嫌の能き様に御奉公申上奉れ親兄弟妻子眷屬一類を取集ても必々繰返し々々御主様御壹人には替へ申なれ御主様の御奉公ならば右の者共をは火水の中又は仇敵アタカタキの中へも打捨て二度其沙汰もすな其沙汰をしたる物ならば悔みたるに似べければ必沙汰もせぬ事也此趣汝共か子供に能申傳へよ是を背て御主様へ御無沙汰申上たる者ならば我死したりと云ふとも汝共か吭クツの根に喰ひ付て喰ひ殺すへし斯くは申せとも只今御主様に御忝き事は一ツも半分もなければとも信光様よりオカタ來御代々相國様迄の御憐を我等の代々深く蒙り申夫れへの御奉公と申當將軍様迄御九代の御主様と申又は我等の代々御忠節を申上たるを今末の世に御無沙汰申上たらは我々代々の御忠節が無ムとなるへく候間其儀を空しくなすまじき爲め其上御主様に逆心を申せば

七逆罪の科を蒙りて無間地獄に落べければ是等の咎の恐ろしければ返す々々も御主様に背き奉り申な能く々々心得可申然共當世の衆は地獄見たる者なき故何の後生と云ふ人も多し然れども地獄なきと云ふ人は主親をも何とも思ふまじければ主の用にも立つまじ左様なる人には可惜アツガラ知行呉れても詮もなき事なり地獄が有と見てこそ主に背けば七逆罪の科を蒙りて無間地獄へ落るを悲みてころ御主をば一入恐ろしけれ又親に背けば五逆罪の科を蒙りて無間地獄へ落て夜晝苦を受る其苦みの恐ろしさに御主と親をば大事にして御意に背かざる様に人間は嗜め地獄も極樂も無きと見たらば主の罰バツも親の罰も當らぬと見べき間是を思へば左様に申人は御主様の御事をも思ひ申まじきは必定なり構へて々々子供能く聞け地獄も極樂も有るは必定なるぞ其地獄を必ず恐れて御無沙汰申上申な御召仕候事悪しくとも過去の生合因果と心得て可有然れ共因果は色々に見えたり能き事をしてても能くは報はで悪しきも有、悪しき事をして末が榮えて善きも有、悪しき事をして其身の代に悪しく當るもあり色々とは見えたり夫を如何にと云に御主様へ敵をして鎗矢を射かけ申たる者の末々の繁昌して榮るも多し又代々御敵を不申上して矢オモテ面に駈け塞がりて御代々の御時毎に御忠節を申上たる

末々の者が悉く肩身を縮めて御敵を申たる筋の者に屈カクむ因果も有、我等共の因果は此因果也扱又信長などの因果は忽に報はせ給ふ夫れを如何にと申に美濃の國岩村の城にて甲州衆を賣落させ給ひ二之丸へ押入、鹿垣シカを結ひて悉く焼殺し給ふ其後甲州へ亂入し給ひし時惠林寺の智識達其外の出家達を撞シユロウ樓堂へ追ひ上て火を付て悉く焼殺し給ふ、比は三月の事なるに其年の六月二日には明智日向守別心して二條本能寺にて焼殺され給ふは因果は早く報ひたると見えたり扱又太閤の關白殿御別心とて腹を切らせ奉りて御妾衆テカケを三十人計孰れも歴々の娘達を三條河原へ引出して首を切て一つ穴へ取入て畜生塚と名付て三條に塚を築給ふ事も因果、又三七殿は信長の御子なれば太閤の爲には主にて有ものを沼間ノノ野の内海にて御腹を切らせ給ふ事も因果也昔は長田今は太閤なり又家康様へ毒を參らせんと被成けるに座敷にて御式代を成されて御座敷が大和大納言の上座より下座へ御下り被成候故に其御膳が大和大納言に据りて太閤の舍弟シヤの大和大納言參りて死給ふ是と申も相國様御慈悲にて御正直故に天道の御恵み深くして不被參大和大納言の參りたるも因果なり其後秀頼の大阪にて相國様に御腹を切らせ奉んと有けれどもホグレてならざる事なれども御慈悲故に秀頼を助け置せられ給ふ其

後又諸大名を語らひて伏見にて取掛て御腹を切らせ申さんと専ら支度をしけれとも思ひも寄らず不成事なれば打過ぬ其後會津陣へ御出馬の御跡にて諸大名を語らひて手を出し伏見の城を攻て焼崩し各を討取て其の勢キホヒに關ヶ原へ押出して合戦して打負けゝる時御慈悲故助け置かれ夫れのみならず居なりに大阪の城に置せられ給ひけるに其御恩をも知らずして今度又諸國の浪人を十萬に及て抱へて御敵を爲し給ふ處に押寄せ給ひて城を取巻給へは又降參をしければ懲りさせ給はで御慈悲の深き故に赦させ給へば又次の年手出しをして堺の町を焼き拂へば又々兩將軍様御出馬有りて追崩させ給ひ撫斬に被成ければ運の末かや町も城も一間も不殘二時の内に焼拂ひける天守に火が掛りければ秀頼は御母を打連れさせ給ひて山里曲輪へ出給ひて又降參を乞給へは御慈悲にて御思案有けるがイヤ々々又生けて置ならば又もや不覺悟あるへきに腹を切らせ申せと御意なれば押掛て腹を切給へと申せは火を掛けて焼け死給ふ是と申も太閤の因果又は御科なき相國様へ度々に於て背かせ給ふ因果なり是を思へは因果と云事も有者か扱又相國様の御慈悲は申に不及候得共荒々如此先つ々々御敵を爲して鏑矢を射かけ奉り御命を狙ひ申たる者其を悉く御助け被成候御事際限なし同上

御奉公人は三つの戒あり御主の被仰事他へ洩し候事例へは親を御成敗可被成と被仰候事を聞たりとも我に告候は、草の影まで恨なり又一つは傍輩の影事申しかく事侍の心中にてはなきぞ又一つは如何様に召仕はるゝとも身の果報なきと思ひて御恨存候など教申され候遺老物語 引二 三河物語

第二百七十七

毛利重能ノ能算及算學ノ傳統

古來の算師は毛利勘兵衛重能と云へり大阪城中の人なりしが一統の後江府に浪人たりしとかや其門人三人あり今村仁兵衛智高、堅亥録を作る、吉田七兵衛光由、塵劫記、古曆便覽、和漢合運を作る、高原庄左衛門吉種、後に一元と云へり今村か弟子平賀勘右衛門保秀は水戸光圀公に仕へて五百石を領せり後に其不義の行跡ありて勘右衛門か取扱ひ宜しからぬ事あり自滅して家斷絶す安藤友益、隅田江雲も初め皆今村か門人也平賀か門人に村松久太夫茂清、算法雜俎、算法直解を作る、後播州赤穂城主淺野内匠頭殿に仕へ壽を以て終ふ其子二人報讎の事に従ふ吉田光由か門人横川玄悦と云ふあり後に算盤級聚の術を作る此術の祖なり高原氏の門人に磯村喜兵衛吉徳、算法闕疑抄、同頭書を作る二本松の城主丹羽左京大夫殿に仕ふ内藤次兵衛、石川美作守殿に仕ふ先生も初は此一元を師とせりとかや是迄は皆古流の

算法にて闕疑堅亥塵劫等の術を專一とせり荒木彦四郎茶話

第二百七十八 豊國社ノ處分

六月十八日元和元年豊國之社大阪之鎮座に候へは最早不入御事かと佐渡守多本申上候然とも社は其儘御立置大菩薩の贈號有之佛に祀り可被申由御沙汰有之公家衆門跡衆何れも智者寄合相談あり慶長年録

日本戦史大阪役補傳畢

明治三十年八月一日印刷
明治三十年八月五日發行
明治三十四年十月廿五日再版



參謀本部

發行所	東京市麴町區紀尾井町三番地 元真社
印刷者	東京市麴町區紀尾井町三番地 中貞臣
印刷所	東京市麴町區紀尾井町三番地 元真社
發賣所	東京市日本橋區通三丁目十四番地 丸善書店
發賣所	東京市神田區表神保町二番地 中西屋書店

1878

參謀本部編纂

日本戰史關原役

同 大阪役

同 桶狹間役

同 姊川役

同 三方原役

同 長篠役

同 中國役

同 山崎役

同 柳瀨役

同 小牧役

同 九州役

三版

再版

再版

再版

再版

再版

再版

再版

再版

再版

再版

全三册

全三册

全二册

全二册

全二册

全二册

全二册

全二册

全二册

全二册

全二册



